三次市に転入された方へ

転入により、下記の手続きが必要な場合があります。該当する方は申請書等をご提出ください。
なお、記載書類のほかに、個別にそのほかの書類の提出を求める場合があります。

該当する方	手続き	手続きに必要なものなど	問合せ先
□印鑑登録をされる方	印鑑登録申請書をご提出ください。	登録する印鑑・公的機関が発行した顔写真付の証明書または保証書	市民課市民窓口係 Tel(0824)62-6138 Fax(0824)63-2809
□マイナンバーカードをお持ちの方	転入日から90日以内に本人または同一世帯の方が継続利用手続きをしてください。90日が経過すると、カードは失効して使用できなくなります。（※）	マイナンバーカードと暗証番号。暗証番号が不明の場合、所有者本人（15歳未満は親権者）がお越しいただければ暗証番号再設定の手続きができます。 （※）カード再発行の際は1,000円ご負担いただきます。	
□三次市の国民健康保険に加入される方	加入手続きをしてください。	新規加入される方は社会保険喪失証明書、基礎年金番号のわかるもの（20才以上 60才未満の方）	市民課保険年金係 Tel(0824)62-6134 Fax(0824)63-2809
□後期高齢者医療保険に加入している方	県外からの転入の場合、担当課までお越しください。	負担区分証明書/認定等証明書（県外からの転入の場合）	
□重度障害者医療受給資格をお持ちの方	新たに申請してください。	身体障害者/療育手帳・加入中の公的医療保険が確認できる書類	
□被爆者手帳をお持ちの方	住所変更届が必要です。	被爆者健康手帳	
□児童手当を受けている方	新たに申請してください。	保護者（申請者・配偶者）のマイナンバー・本人確認書類・保護者（申請者）の資格確認書（保険証）・振込口座がわかるもの	こども家庭支援課 Tel(0824)62-6148 Fax(0824)62-6300
□こども医療費受給資格を受けられる方	0歳～高校生の保護者は申請してください。	子どもの資格確認書（保険証）、未就学児の保護者は、マイナンバー・本人確認書類	
□ひとり親家庭等医療費受給資格を受けられる方	新たに申請してください。	所得証明書・本人確認書類・保護者と子どもの資格確認書（保険証）	
□児童扶養手当を受けられる方	新たに申請してください。	居住する全ての人のマイナンバー・本人確認書類・保護者と子どもの資格確認書（保険証）	
□介護保険証をお持ちの方で要介護・要支援認定を受けられている方	転入から 14日以内に新たに申請してください。	(65歳未満の方）公的医療保険の資格確認書（保険証） (65歳以上の方）なし	高齢者福祉課 Tel(0824)62-6387 Fax(0824)62-6285
□妊産婦の方で妊婦・産婦健康診査受診券等をお持ちの方	差替え手続きが必要です。	母子健康手帳・母子健康手帳別冊・予防接種券。定期予防接種は種類により対象年齢が異なります。	健康推進課 Tel(0824)62-6232 (0824)62-6257 Fax(0824)62-6382
□お子さんの未接種の定期予防接種券等を持っている方			
□小中学校の児童生徒	指定学校通知書をお受け取りください。	在学証明書。指定学校ではない学校に通う方は別途申請が必要です。	学校教育課 Tel(0824)62-6184 Fax(0824)62-6288

R6.12.2 版（市民窓口係）